

神戸市就農準備資金交付要綱

第1 趣旨

第1条 市内で就農を志向し、就農に向けて先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）において研修を受ける者に対して就農準備資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年の就農意欲を喚起し青年就農者の増大を図る。

本事業の実施にあたっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）、兵庫県農林水産部補助金交付要綱、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、本要綱に定めるところによる。

第2 交付要件等

（交付要件）

第2条 市長は、市内を就農予定地とし、就農に向けて先進農家等において研修を受ける以下の要件を満たす者（兵庫県ニューファーマー確保・育成支援事業（就農準備資金）交付要綱に基づき、兵庫県が交付主体となって資金を交付しようとする者を除く。）に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

- (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 第6条の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、兵庫県が認め、国の実施要綱別記6の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に登録し、公表された先進農家等（以下「認定研修機関」という。）で研修を受けること。

イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 先進農家等で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

- a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

- b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
- エ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- (3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業若しくは別記5就農準備支援事業（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）による資金の交付を受けていないこと。
- (5) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（次号に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。
- (6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後（(5)の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
 - ただし、独立・自営就農とは、国の実施要綱別記2の第5の2の（1）のイに規定する下記のアからオを満たすものに限る。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

- (7) 第6条の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、採択を可能とする。
- (8) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第6条の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

（交付金額及び交付期間）

第3条 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）（1月未満は切り捨て）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、令和4年4月以降に研修を開始する者であって、第2条の(2)のエの海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

（交付の停止）

第4条 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市長は資金の交付を停止する。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 研修を途中で中止した場合。
- (3) 研修を途中で休止した場合。
- (4) 第10条の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。
- (5) 第20条の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと市長が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。）

- (6) 第26条又は国の実施要綱第10の3に定める報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

(資金の返還)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 一部返還

- ア 前条の(1)から(3)まで及び(6)に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
- イ 前条の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

- ア 前条の(5)に該当した場合。
- イ 研修終了後（研修中止後及び第13条の(2)の継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第13条の(4)による手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。
- ウ 第3条のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第2条の(2)のエのaの農業経営を実現できなかった場合
- エ 親元就農をした者が、第2条の(5)で確約したことを実施しなかった場合。
- オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- カ 交付期間の1.5倍（第3条のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ）又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（概ね年間150日かつ概ね年間1,200時間）未満である場合。ただし、第13条の(6)による手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。
- キ 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第13条の(6)による手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第13条の報告を定められた期間内に行わなかった場合。
- ク 虚偽の申請等を行った場合。

第3 交付対象者の手続

(研修計画の承認申請)

第6条 資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、市長に承認申請する。

(研修計画の変更申請)

第7条 前条の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、研修計画変更申請書（別紙様式第2号）を作成し市長に申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

(交付申請)

第8条 第6条の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、市長に資金の交付を申請する。

交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年又は1年未満の場合には、申請の額は対象期間の月数分を算出して申請するものとする。

(変更交付申請)

第9条 前条の申請を行った者が、第7条の研修計画の変更に伴い、交付申請の内容に変更が生じる場合は、交付変更申請書（別紙様式第3号）を作成し市長に申請する。

(研修状況報告)

第10条 資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を市長に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(交付の中止届)

第11条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は、市長に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(交付の休止届等)

第12条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は市長に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

2 前項の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

- 3 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、2の研修再開届の提出と併せて第7条の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

(研修終了後の報告等)

第13条 交付対象者は、次に掲げる報告等を行う。

(1) 就農状況報告

交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告(別紙様式第9号)を市長に提出する。ただし、交付対象者が、研修終了後に本市から神戸市経営開始資金交付要綱(以下「本市の経営開始資金交付要綱」という。)に基づき、新規就農者育成総合対策による経営開始資金の交付を受ける場合は、同交付要綱に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。

(2) 継続研修

資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(別紙様式第10号)を作成し、第6条の手續に準じて、市長に申請し、承認を受けなければならない。

継続研修計画の承認を受けた者は、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(別紙様式第11号)を市長に提出する。継続研修は資金の受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

継続研修を行う場合、第5条の(2)のイの研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は第10条の規定に準じて、市長に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

(3) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙様式第12号)を市長に提出する。

(4) 就農遅延報告

交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、市長に就農遅延届(別紙様式第13号)を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

(5) 就農報告

交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届(別紙様式第14号)を市長に提出する。

(6) 就農中断報告

交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市長に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

(7) 離農報告

交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第19号）を市長に提出する。

(返還免除)

第14条 交付対象者は、第5条のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を市長に提出する。

第4 市の手続等

(研修計画の承認)

第15条 市長は、資金の交付を受けようとする者から第6条の研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第2条の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査結果通知書（別紙様式第21号）を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、兵庫県農業改良普及センター等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

(研修計画の変更の承認)

第16条 市長は、第7条の研修計画の変更申請があった場合は、前条の手続に準じて、承認する。

(資金の交付決定)

第17条 市長は第8条の申請を受け、申請の内容が適当であると認めた場合は、交付決定兼確定通知書（別紙様式第22号）により資金の交付を決定する。

(資金の交付)

第18条 市長は、交付決定兼確定通知後、予算の範囲内で速やかに資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とするが、市長の判断により1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(交付申請の変更)

第19条 交付申請書の内容に変更があり、変更の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で変更した内容に基づき資金を交付する。

(研修実施状況の確認)

第20条 研修状況報告を受けた市長は、研修機関や兵庫県神戸農業改良普及センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合は関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

- (1) 交付対象者への面談
 - ア 研修に対する取組状況
 - イ 技術の習得状況
 - ウ 就農に向けた準備状況
- (2) 指導者への面談
 - ア 研修に対する取組状況
 - イ 技術の習得状況
 - ウ 就農に向けた準備状況
- (3) 書類確認
 - ア 成績表（成績表が発行されている場合）
 - イ 出席状況
 - ウ 研修時間及び休憩時間

(継続研修計画の承認)

第21条 継続研修計画の提出を受けた市長は、第15条の手順に準じて承認し、審査結果を申請者に通知する。

ただし、この場合、「第2条の要件」を「第2条の(1)の要件」と読み替えるものとする。

(研修終了後の就農状況の確認)

第22条 市長は、交付対象者について次の確認を行う。

(1) 就農状況の確認

市長は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第2条の(5)に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

ア 経営開始資金交付対象者

交付対象者が、研修終了後に本市から経営開始資金の交付を受ける場合は、本市の経営開始資金交付要綱第20条の1に基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

イ 農の雇用事業等の研修生となっている者

国の実施要綱別記3雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

ウ ア又はイ以外の者

本市の経営開始資金交付要綱第20条の1に準じて確認する。

(2) 就農遅延者の状況確認

市長は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、市長は就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(3) 農地の権利設定の確認

市長は、独立・自営就農する交付対象者から就農届の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(4) 就農中断者の状況確認

市長は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市長は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(交付の中止)

第23条 市長は、交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第4条の

(1)、(2)、(4)若しくは(5)のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(交付の休止)

第24条 市長は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

2 市長は、交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(資金の返還)

第25条 第5条に該当した場合、市長は、交付対象者に資金の返還を命ずる。

その徴収については、債権の管理に関する条例（昭和39年3月23日 条例第74号）に基づく。

- 2 市長は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5条のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。
- 3 市長は、交付対象者から資金の返還があったときは、速やかに返還された資金を兵庫県に対して返還するものとする。

第5 その他

(その他)

第26条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

- 2 市長は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。
- 3 市長は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、交付対象者データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。
- 4 サポート体制の整備
兵庫県及び市長は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第2条の(2)のアの認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイト及び全国データベースに登録し、公表するものとする。
- 5 市等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第20号により適切に取り扱うものとする。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年6月26日から適用する。
- 2 施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕っ

て使用することができる。